［項を削る。］

（専門子会社の業務等）

**第三十四条**　法第十一条の六十六第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、当該農業協同組合連合会、その子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）（法第十一条の六十六第一項第一号及び第一号の二に掲げる会社に限る。）その他第四項に規定する者（次項第二号及び第十六項第二号イにおいて「当該農業協同組合連合会等」という。）の行う事業又は営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務（当該農業協同組合連合会が証券専門会社等（法第十一条の六十六第一項第二号に規定する証券専門会社又は同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第十六項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあっては次条第二項第二十一号から第二十五号までに掲げる業務を、当該農業協同組合連合会が信託専門会社等（法第十一条の六十六第一項第一号に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。）又は同項第四号に規定する信託専門会社をいう。以下同じ。）を子会社としていない場合（当該農業協同組合連合会が法第十条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合を除く。）にあっては次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

2　前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一　金融機関等　次に掲げる者

イ　法第十条第一項第三号の事業を行う組合（農業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ロ　銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（銀行法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。）の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ　信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあっては、銀行又は銀行業を営む外国の会社に限り、信用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあっては、銀行に限る。）を含む。）

ニ　漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあっては、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ　農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ヘ　株式会社商工組合中央金庫

二　金融機関等集団　前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行（当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三　銀行等持株会社集団　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

（専門子会社の業務等）

**第三十四条**　［同上］

一　次条第一項各号に掲げる業務であって、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農業協同組合連合会、その子会社又は第四項各号に掲げる者の行う事業又は営む業務のために営むもの

二　次条第二項各号に掲げる業務（同項第二十一号から第二十五号までに掲げる業務については証券子会社等（法第十一条の六十六第二項第五号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、次条第二項第二十七号から第二十九号までに掲げる業務については信託子会社等（法第十一条の六十六第二項第六号に規定する信託子会社等をいう。次項第三号、第三項第五号並びに次条第二項第二十七号及び第二十八号において同じ。）を有する場合に限る。）